

1. 件 名：九州電力株式会社玄海原子力発電所及び川内原子力発電所における平常時の周辺住民への情報提供について

2. 日 時：令和5年11月9日 10時00分～10時35分

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、嶋崎専門官

玄海原子力規制事務所

渡邊専門官

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ 課長 他1名

5. 要 旨

九州電力株式会社から、同社玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子力事業者防災業務計画に定める平常時の周辺住民への情報提供について、資料1に基づき、①放射性物質及び放射線の特性、②原子力発電所の概要、③原子力災害とその特殊性、④原子力災害発生時における防災対策の内容に関し、以下を実施したとの説明があった。

- ・ 訪問活動等による情報提供、発電所見学会
- ・ 周辺住民に配布している広報媒体及びホームページによる情報提供
- ・ 原子力情報公開コーナーでの資料公開

原子力規制庁から以下についてコメントし、九州電力株式会社からは社内で検討した上で今後の活動に反映していく旨回答があった。

- ・ 事業者防災計画の規定において、周辺住民に対し普及・啓発する内容として、「原子力発電所の状況に応じた緊急事態の区分の考え方」を明記すること。
- ・ 緊急事態の区分の考え方については、訪問活動など住民への情報提供の中で積極的かつ明示的に説明すること。

6. その他

配布資料：

資料1 平時の周辺住民への情報提供について（九州電力株式会社）